

内部管理体制の基本方針

令和元年6月24日作成

社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、令和元年6月24日開催の第2回理事会において、理事の職務執行が法令、定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本会の内部管理体制の基本方針（以下、「本方針」という。）を以下のとおり決定した。

第1条 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び定款並びに評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議、決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- (2) 法令及び定款に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な運営を行う。
- (3) 業務執行理事等で組織する経営会議を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する
- (4) 専務理事及び常務理事（以下、「業務執行理事」という。）の担当業務は、定款及び社会福祉法人青森県社会福祉協議会事務決裁規程において明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- (5) 法令、定款及び本会諸規程において理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性、効率性を高める。
- (6) 評議員会、理事会等の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、法令及び定款に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

第2条 リスク管理に関する体制

- (1) リスク管理に関し、体制及び規程等を整備し、役割権限等を明確にする。
- (2) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- (3) 本会が実施する事業活動に関するリスクについては、法令や本会の規程等に基づき、各事業の所管部署が自律的に管理することを基本とする。
- (4) 本会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議で協議し、必要に応じて、対策等の必要な事項を決定する。
- (5) 大規模自然災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について定めるとともに、職員等に対し継続的、定期的な教育を実施する。

第3条 コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事及び職員は、法令及び定款並びに本会の規程等を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う。
- (2) 本会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- (3) 職員に対し公益通報窓口の周知を行い、不正の未然防止を図るとともに、不正が発生した場合に備えて速やかな調査と是正を行う体制を整備する。

第4条 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制等）

- (1) 監事は、法令・定款に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- (2) 監事は、理事会等への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- (3) 監事は、必要に応じて監事の職務を補助する職員を置くことを求めることができ、当該職員は本会の理事からの独立性を持ち、監事の指示により必要な職務を行うことができる。
- (4) 理事又は職員等は、当会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに会長及び業務執行理事並びに監事に報告する。なお、本会は当該理事又は職員等に対して、この報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (5) 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- (6) 会長は、必要があると認められる場合には社会福祉法人青森県社会福祉協議会経理規程に基づき、内部監査担当者を選任し監査させ、その結果を報告させる。また、必要がある場合は関係部署に改善を指示する。
- (7) 会長は、必要があると認められる場合には社会福祉法人青森県社会福祉協議会経理規程に基づき、法人会計の健全性及び透明性を高めるため、外部の会計専門家に監査を依頼することができる。
- (8) 監事の職務の執行について生ずる費用については、社会福祉法人青森県社会福祉協議会評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づき支弁する。